

# 用語の説明

## 社会福祉施設（しゃかいふくししせつ）

老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的とする施設。大別して、老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。

## 現物給付・現金給付（げんぶつきゅうふ・げんきんきゅうふ）

現物給付とは、被保険者や被扶養者に現物（医療行為など）で行う保険給付のこと。  
現金給付とは、被保険者や被扶養者に現金で行う保険給付のこと。

## 国民健康保険事業費納付金（こくみんけんこうほけんじぎょうひのうふきん）

平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったことに伴い、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用とその他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県内市町村が県に納付するもの。

## 介護保険（かいごほけん）→介護保険制度

高齢化や核家族化の進行に伴い深刻化していた介護問題を解決するため、医療と福祉に分かれていた高齢者介護に関する制度を再編し、国民皆で介護を支える制度として、平成 12 年 4 月から始まった制度。

## 要介護（ようかいご）→要介護者

要介護状態にある 65 歳以上の者及び要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたものをいう。

## 要支援（ようしえん）→要支援者

要支援状態にある 65 歳以上の者及び要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病によって生じたものをいう。

## 介護老人福祉施設（かいごろうじんふくししせつ）

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設。

## 介護老人保健施設（かいごろうじんほけんしせつ）

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

## 介護療養型医療施設（かいごりょうようがたいりょうしせつ）

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とする施設。

## 介護医療院（かいごいりょういん）

介護保険法に規定する施設で、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

## 後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）

高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中、高齢者と若年世代の負担を明確化するために、平成 20 年 4 月から 75 歳以上の高齢者等を対象として始まった制度。長寿医療制度ともいう。